**鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業仕様書**

１　目的

　　本事業は、鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」の運行等を行うものとする。

２　事業名

　　鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業

３　事業内容

（１）事業形態

　　本市と鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業に係る公募型プロポーザルにより運行協定締結の相手方となる候補者として選定された運行事業者で、この仕様書に基づく運行に関する協定を締結し、運行事業者は、道路運送法第４条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

（２）事業期間

　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで。

　　なお、本プロポーザルにより運行協定締結者として確定した場合は、最長で５年間（令和８年度から令和１２年度）を下記条件により運行協定を締結する予定である。

ア　当該協定の目的が同一であること。

イ　当該協定の履行状況等について、適格者として鎌ケ谷市に認められること。

ウ　各年度、当該事業にかかる鎌ケ谷市歳入歳出予算が鎌ケ谷市議会で議決されること。

（３）運行開始手続

　　運行事業者は、道路運送法第４条に基づく許可申請をはじめ、運行を開始するた

めに必要な手続きについて、遅延なく確実に行うこと。

４　運行内容

運行内容は、別紙の「鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行計画」を基

本とする。

（１）運行ルート

　運行ルートについては、別紙の「鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運

行計画」に基づき、発注者や道路管理者などの関係者との協議及び現地調査によ

り、具体的な運行ルートを設定すること。

（２）バス停留所

　バス停留所については、別紙の「鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」

運行計画」に基づき、最適なバス停留所の位置を検討し設置すること。

　運行事業者は、停留所設備（ポール、運行ダイヤ表示板）を運行開始までに設

置し、運行開始後の維持管理を行うこと。

（３）運行日

　　　各路線の運行日は、原則として、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日ま

で）を除く毎日の運行とすること。

（４）運行ダイヤの設定

　　　運行ダイヤの設定については、別紙の「鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行計画」に基づき、行政などの関係者との協議及び運行ルートの試験走行等を行い設定すること。

４　運行許可申請等について

運行開始に向け、次の許可申請業務は、運行事業者が行うこと。ただし、市は必要な支援及び資料の提供を行うものとする。

（１）公安委員会・運輸局への運行計画路線の運行許可申請

（２）計画するバス停の設置に伴う占用許可申請

５　運行車両等について

（１）運行車両は、運行事業者が確保すること。

（２）運行車両は、路線１については、小型ノンステップバス２台、路線２については、小型ノンステップバス１台、中型ノンステップバス１台、路線３は、ワゴンタイプ２台とする。

（３）運行車両は、運行事業者の所有車両又はリース車両であること。

（４）点検整備・修理時等の代替車両を確保すること。

（５）運行車両は、道路運送車両の保安基準、並びに道路運送車両の保安基準の細則を定める告示に定められた基準を満たしていること。

（６）運行車両は、交通バリアフリー法による基準（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第８条１項に基づく、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）を満たしていること。

（７）基準を満たしていない事項については、地方運輸局への基準の適用除外申請を行い、地方運輸局長の認定を得ること。

（８）運行車両には、方向幕、車内案内機器（バス停・沿線案内、降車ボタン）、料金箱、鎌ケ谷市コミュニティバス表示ステッカー（前後左右に貼付・マグネット式可）を運行事業者が整備すること。

（９）当該整備機器は、使用車両の車内構造等を踏まえて、市と協議して整備すること。

（10）車両の保管ができるスペースを確保すること。

（11）現在設置してある停留所以外に停留所を新設する場合、或いは撤去する場合は、運行事業者の負担で行うこと。また、協定期間内の停留所管理費用についても運行事業者の負担で行うこと。

６　運行管理について

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

７　整備管理について

（１）車両は、常に適正に整備すること

（２）車両の車検等整備点検・修繕については、運行者で対応すること。

８　運転業務について

（１）乗務員は、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ぼさないよう配慮すること。

（２）乗務員は、鎌ケ谷市コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

（３）車両は、常に良好な状態であるよう清掃すること。

（４）事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。

（５）事故発生による全ての費用は、運行者が負うこと。

（６）事故発生時には、遅滞なく市所管課に報告すること。

９　運賃について

（１）運賃は、前払い１００円均一料金とし、各路線間の乗継は無料とする。ただし、小学生未満の料金は、無料、小学生の料金は、半額とする。乗継券は運行事業者で用意すること。

（２）身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している者と付き添いの者１名までは料金を半額とする。

（３）運転免許証自主返納割引証を所有している者は料金を半額とする。

（４）運行車両に料金箱を設置し、乗客から運賃を徴収すること。また、ＩＣカード、回数券等を使用可能とすること。回数券等の販売は、車内及び運行事業者の営業所等とする。

（５）釣銭を準備すること。

（６）運賃は、運行事業者の収入とする。

１０　運行・利用状況報告について

（１）路線・便ごとにバス停（区間）別乗降者数を日々記録し、利用状況報告書として月毎にまとめ、翌月の１０日までに市所管課に提出すること。

（２）利用状況報告書は、電子データ（エクセルまたはＣＳＶファイル）とし、別途定める様式で提出すること。

（３）定期報告以外で、運行事業者が運行状況、利用状況のデータの提出を求めた場合は、遅滞なく提出すること。

１１　補助金について

（１）補助金は、乗務員人件費、労務管理費、燃料費、車両損料（整備点検・修繕費、車両減価償却費、保険料、税金等を含む）、諸経費等及び第４項の運行許可申請に係る費用及び第５項第８号の機器整備にかかり費用並びに第５項第１１号のバス停留所の管理費用に対する補助とする。ただし、限度額は運賃収入等を差し引いた額とする。また、各路線とも毎年度の利用客数、運転免許証自主返納割引証を所有する者及び障害者手帳持参者の付き添いの者１名ごとに５０円を乗じた金額を別に補助する。

（２）補助金の支払いは、４分割とする。

１２　事業期間について

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで。

　　なお、本プロポーザルにより運行協定締結者として確定した場合は、最長で５年

間（令和８年度から令和１２年度）を下記条件により運行協定を締結する予定であ

る。

（１）当該協定の目的が同一であること。

（２）当該協定の履行状況等について、適格者として鎌ケ谷市に認められること。

（３）各年度、当該事業にかかる鎌ケ谷市歳入歳出予算が鎌ケ谷市議会で議決される

こと。

１３　補助金交付申請について

補助金については、年度毎に交付申請を受け、交付決定するものとする。